

基山中学校

安全・安心のための危機対応ガイド

令和5年度版
学校・家庭 相互確認版

基山中学校 0942-92-2203

(電話対応時間) 7:40~19:00 (4月~7月)
7:40~18:30 (9, 10, 2, 3月)
7:40~18:00 (11月~1月)
7:40~17:30 (部活動中止日)

鳥栖警察署 0942-83-2131

基山交番 0942-92-2018

学校(校外活動)でケガをしたり・病気になったりした場合	
<p>◎ 学校でケガをしたとき、病気になったとき</p> <p>① 保護者に連絡(受診先の確認等)をとります <急を要さない時></p> <p>② A: 保護者に学校に向いていただき、お子さまを医療機関へ連れて行ってもらいます。 <急を要する時></p> <p>② B: 学校で医療機関に連れて行く場合があります。(救急車を要請する場合があります) ※発生後は連絡がとりやすい状況を確認してください</p>	
<p>◎ 校外学習中にケガをしたとき、病気になったとき</p> <p>学校 ↔ ①連絡 ↔ 担任等(引率者)</p> <p>学校 ↔ ②連絡 ↔ 対応の確認 ↔ 保護者</p> <p>けがの状態・病気の程度や状況、緊急の対応の仕方について確認する。それ以後の対応は、学校の場合と同じです。</p> <p>※現地が遠距離の場合は学校と家庭で連絡を取り合い対応します。</p>	

不審者・凶悪事件等が報告された場合	
学校へ侵入	全職員で安全確保する。→警察、保護者に連絡 子どもに動揺がある時や下校が危険な場合→家庭からの引き取りをお願いします。
登下校時に出没	<p>・駆け込み110番の家などに避難する。 ・情報を受けた方または子どもから情報を聞いた保護者は…</p> <p>① 110番に連絡 (時間、場所、状況等不審者の特徴を)</p> <p>② 学校へ連絡。 学校から保護者、教育委員会へ連絡。 ※登校時の際は登校は、動揺がおさまってから。</p>
近隣で不審者情報等	<p>・状況に応じて、集団下校・引き渡し等の判断をし、メール配信システムにて伝達します</p> <p>・校区内での凶悪事件発生など、登下校に危険がある場合も同様です。 (※) 地域住民や保護者に協力をお願いします。</p>

台風・大雨・雷などの場合	
登校前	<p>6:00の時点で町内に「特別警報等」が発令されている場合</p> <p>→ 6:30頃までにメール配信システムにて</p> <p>「通常通り登校」「休校」「延刻登校」等の連絡をします。</p> <p>※「登校」との連絡があっても、居住地区の状況により保護者が危険と判断した場合は登校を見合わせてください。また、その旨を学校に連絡してください。 (この場合遅刻扱いにはなりません)</p>
在校時	<p>安全確保のため学校にとどめる場合があります。</p> <p>通常の下校に危険があると判断される場合メール配信システムにて連絡します。</p> <p>対応① 安全確保のため○:○○に下校時刻を変更します。 対応② 危険を伴うため家庭からの引き取りをお願いします。</p>

感染症の疑いがある場合 (季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス、その他)
<p>① 保護者・学校で事実(症状)の確認</p> <p>② 病院にて受診(医師の診断)</p> <p>③ 診断結果の報告 → 感染症でない場合は元気になったら登校</p> <p>↓ (感染症に罹患した場合)</p> <p>○インフルエンザの場合、発症した日を0日目と数え、発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後2日を経過するまで出席停止</p> <p>○新型コロナウイルスの場合、発症した日を0日目と数え、発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止</p> <p>○それ以外の感染症→病院または保健室にご確認ください(法令により判断)。 ※感染症によって、1回の服用で強い効果のある薬の登場で、ウイルスが体内に残ったままでも解熱することがあります。感染拡大を阻止する意味でも、ご配慮願います。</p>

大規模地震発生の場合	
登下校時	倒壊しそうな場所から離れて身を守る。・頭を鞆などで守る。 注意しながら、避難所か学校のどちらか近い場所へ避難する。 登校を見合わせる。・安全な場所に避難する。
在校時	<p>震度5以上の地震が発生した場合→お迎え要請する下校 (引き渡し完了までは、子どもは学校にとどめます) ※ご家庭においては自主防災本部の指示にしたがって行動してください。</p> <p>自宅を離れ避難する時のために、避難場所を玄関に貼るなど安否確認がとれる準備をしておきましょう。 ※大規模地震の翌日以降は、学校からの連絡があるまで自宅待機をさせて下さい。</p>
高温注意情報が発表された場合	
	<p>・WBGT(暑さ指数)31℃以上(気温35℃)の危険レベルのときは、「原則運動禁止」とする。</p> <p>・校外活動や行事等については、諸条件(児童生徒の体調や活動の内容、環境等)を勘案して中止や内容の変更を判断する。</p>

登下校中に交通事故が発生した場合	
① 連絡を受け次第、現場に急行 救急車等の要請・応急処置 警察への連絡 怪我人に学校から同行して病院 学校→家庭間の連絡確認	② 学校による現場確認 ・現場確認 (状態、時刻、場所、状況など) → 再発防止策の検討をします。

Jアラートが発令された場合	
登下校時	<p>・近くの建物に入る。なければ、物陰に身を隠し地面に伏せて頭を守る。</p> <p>・けががある場合は近くの人に助けを呼ぶ。</p> <p>・家庭か学校のどちらか近い方に避難する。</p> <p>・安全が確認されたら登下校を再開する。</p>
在校時	<p>【屋外にいる場合】 ・速やかに屋内に避難し、頭を守る。</p> <p>【屋内にいる場合】 ・できるだけ窓から離れ、身を低くし頭を守る。 → 緊急放送等の指示をしっかり聞く。</p>
在宅時	<p>・自宅待機する。</p> <p>・保護者が安全と判断できたら登校する。</p>